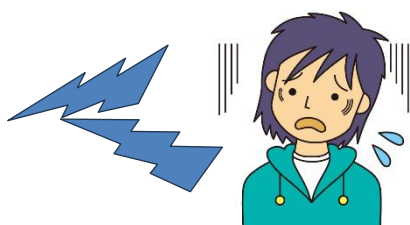


個人情報が悪用されて加害者に！？

相談

SNSの広告で、副業紹介サイトを見つけ申し込んだ。紹介された仕事は、ネット銀行の口座を開設し、IDとパスワードを登録すれば1万円が支払われさらに口座を使用しなければ高額な報酬が得られるというものだった。言われた通りに口座の登録を行い、1万円を受け取った。その後、開設した口座が「犯罪利用預金口座」として口座凍結されるとネット銀行から書面で知らせがあった。不審に思い、警察に相談したら、口座が詐欺に利用されており、騙されたとはいえ、自分も詐欺に加担していたことが分かった。どうすればよいか。



(消費者庁イラスト集より)

助言

簡単に儲かる、うまい話はありません。「簡単に稼げる」「気軽に始められる」と強調するインターネット広告やSNSの情報を安易に信じてはいけません。

相手は様々な手口で犯罪に悪用できる個人情報を集めています。「副業を始めるために必要だといわれ口座情報を伝えてしまった」「通信販売で住所等を入力し、支払先の個人名義の銀行口座に送金したら連絡が取れなくなった」「支援金を受け取るために必要だと言われ、ネット銀行口座を開設して登録させられた」といった相談があり、特に公的機関や大手企業になりすましたフィッシングによる手口が増えています。安易に個人情報を渡さないよう、より一層の注意が必要です。

渡してしまった個人情報が犯罪に悪用されると、警察や銀行、被害者の代理の弁護士から連絡を受けたり、自分の口座が犯罪利用預金口座だと判断されて、凍結されることもあります。また、自分が加害者にされしまい、損害賠償を請求されることもあります。口座凍結の解除や損害賠償請求の取下を求めるためには、自分が詐欺や口座の不正利用を行っていないことを証明する必要があります。

・トラブルを解決するためには、弁護士等の専門家の力を借りることも有効です。法律的な見解をうかがい、場合によっては交渉を委任するため、消費者問題の相談を受けてくれる弁護士を消費生活センターから案内しました。



消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019